

平成29年度軽自動車税のお知らせ

平成29年度の税率(年額)は下記のとおりです。

○原動機付自転車、小型特殊車及び二輪車等

車種		税率(年額)	
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下のもの	2,000円	
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円	
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用 (コンバイン、 トラクター等)	二輪のもの	2,000円
		四輪のもの	1,000cc以下
			1,000cc超え
	その他特殊作業用(フォークリフト等)		5,900円
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの・被牽引車	3,600円	
二輪小型自動車	二輪で総排気量が250ccを超えるもの	6,000円	

○三輪及び四輪以上の軽自動車

車両区分 (軽自動車)			税率(年額)		重課税率(年額) 新規検査から13年 経過した車両
			平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	
四輪以上で 総排気量が 660cc以下 のもの	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪で総排気量が660cc以下のもの			3,100円	3,900円	4,600円

◇グリーン化特例(軽課)の適用期限が延長されました

平成28年4月1日以後に新規検査を受けた車両のうち、排出ガス性能と燃費性能の優れたものについて、平成29年度に限り軽自動車税が軽減されます。対象要件と税率は次の表のとおりです。

対象・要件等			特例措置の内容
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NO _x 10%以上低減)			おおむね75%軽減
ガソリン車 (ハイブリット 車含む)	排ガス性能 平成17年排ガス規制75%低減 (☆☆☆☆)	乗用車：平成32年度燃費基準+20%達成 軽貨物車：平成27年度燃費基準+35%達成	おおむね50%軽減
		乗用車：平成32年度燃費基準達成 軽貨物車：平成27年度燃費基準+15%達成	おおむね25%軽減

○グリーン化特例(軽課)適用の軽自動車

車両区分 (軽自動車)			税率(年額)		
			おおむね75%軽減	おおむね50%軽減	おおむね25%軽減
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			1,000円	2,000円	3,000円

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239

軽自動車等の手続きはお済みですか

原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車(農耕用車両)等について、下記①～⑧のような異動があった場合には、本庁税務徴収課もしくは各総合支所市民福祉課で手続きが必要です。

- ①販売店等から購入した ②知人等から譲り受けた
- ③市外から転入し、登録住所が旧住所地になっている ④廃棄した
- ⑤知人等に譲った ⑥市外に転出し、登録住所が常陸大宮市になっている
- ⑦盗難に遭った ⑧亡くなった方の名義になっている

○手続きに必要なもの(原動機付自転車、小型特殊自動車)

異動の事由	販売証明書	譲渡証明書	廃車申告受付書 (廃車証明書)	標識交付 証明書	ナンバー プレート	印鑑 ※1
購入(新規登録)	○					○
譲渡(廃車手続き済み)		○ または ○				○
譲渡(廃車手続きなし)		○		○	○	○
ナンバープレート交換				○	○	○
転入(廃車手続き済み)			○			○
転入(廃車手続きなし)				○	○	○
廃車(廃棄、譲渡、転出)				○	○	○
廃車(盗難)※2				○		○

※1 代理の場合は、代理人の印鑑も必要です。

※2 盗難の場合は、警察署で盗難届を出した際の受理番号等が必要ですので、控えておいてください。

◎亡くなった方の車両手続きについては、お問い合わせください。

◎申請書の様式等は、下記URLのページからダウンロードできます。

[HP] <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/page/page000041.html>

◇オリジナルナンバー交付中

市への愛着をより深めてもらうとともに広く本市をPRし、知名度アップを図るため、オリジナルナンバーを交付しています。原動機付自転車・小型特殊自動車の登録の際に、通常ナンバーかオリジナルナンバーを選べます(通常ナンバーからの交換もできます)。



○軽自動車、二輪の小型自動車の手続きの詳細は、下記の表を確認してお問い合わせください。

車両の種類	届出先及び問い合わせ先
・軽自動車(660cc以下の三輪・四輪のもの)	軽自動車検査協会茨城事業所 ☎050-3816-3105
・二輪の小型自動車(250cc超えのもの) ・軽二輪(125cc超え250cc以下のもの)	茨城運輸支局 ☎050-5540-2017

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239